係会社」に、「第六十八条の九十第一項」を「第六十八条の九十第二項第一号」に、「特定外国子会社等を」を「外国関係会社（同項第二号に規定する特定外国関係会社又は同項第三号に規定する対象外国関係会社に該当するものに限る。）を」に改め、同項第四号中「当該特定外国子会社等」を「当該外国関係会社」に、「他の特定外国子会社等」を「他の外国関係会社」に改め、同条第四項第一号中「特定外国子会社等の」を「外国関係会社の」に、「第六十六条の六第二項第二号」を「第六十六条の六第二項第四号」に改め、同号ハ中「特定外国子会社等」を「外国関係会社」に改め、同項第二号中「特定外国子会社等の」を「外国関係会社の」に、「他の特定外国子会社等」を「他の外国関係会社」に、「特定外国子会社等が法第六十六条の六第一項に規定する請求権（以下第三十九条の十九までにおいて「請求権」という。）の内容が異なる株式等又は実質的に請求権の内容が異なると認められる株式等（次条第二項並びに第三十九条の十九第二項及び第九項において「請求権の内容が異なる株式等」という。）を「外国関係会社が請求権の内容が異なる株式等」に、「請求権に」を「請求権の内容が異なる株式等に係る請求権に」に改め、同条第五項中「第六十六条の六第二項第四号」に、「、特定外国子会社等」を「、外国関係会社」に改め、同項第一号中「特定外国子会社等の」を「外国関係会社の」に、「及び特定外国子会社等（法第四十条の四第一項又は第六十八条の九十第一項に規定する特定外国子会社等」を「、外国関係会社（法第四十条の四第二項第二号又は第六十八条の九十第二項第二号に規定する特定外国関係会社及び法第四十条の四第二項第三号又は第六十八条の九十第二項第三号に規定する対象外国関係会社」に、「事業年度を」を「事業年度及び法第六十六条の六第五項各号に掲げる外国関係会社の区分に応じ当該各号に定める場合に該当する事実があるときのその該当する事業年度（法第四十条の四第五項各号に掲げる外国関係会社の区分に応じ当該各号に定める場合に該当する事実があるときのその該当する事業年度及び法第六十八条の九十第五項各号に掲げる外国関係会社の区分に応じ当該各号に定める場合に該当する事実があるときのその該当する事業年度（当該外国法人の行う事業から生ずる利益のおおむね全部が剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配その他の経済的な利益の給付として当該居住者等（当該居住者等と特殊の関係のある者を含む。）以外の者に対して金銭その他の資産により交付されることとなつている場合を除く。）における当該居住者等と当該外国法人との間の関係（当該関係がないものとして同条第二項第一号（イに係る部分に限る。）の規定を適用した場合に居住者及び内国法人並びに同号イに規定する特殊関係非居住者と当該外国法人との間に同号イ(1)から(3)までに掲げる割合のいずれかが百分の五十を超える関係がある場合における当該居住者等と当該外国法人との間の関係を除く。）とする。

一　居住者等が外国法人の残余財産のおおむね全部について分配を請求する権利を有していること。

二　居住者等が外国法人の財産の処分の方針のおおむね全部を決定することができる旨の契約その他の取決めが存在すること（当該外国法人につき前号に掲げる事実が存在する場合を除く。）。

2　前項に規定する特殊の関係とは、次に掲げる関係をいう。

一　一方の者と他方の者との間に当該他方の者が次に掲げるものに該当する関係がある場合における当該関係

イ　当該一方の者の親族

ロ　当該一方の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ　当該一方の者の使用人又は雇主

ニ　イからハまでに掲げる者以外の者で当該一方の者から受ける金銭その他の資産によつて生計を維持しているもの

ホ　ロからニまでに掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

二　一方の者と他方の者との間に当該他方の者が次に掲げる法人に該当する関係がある場合における当該関係（次号及び第四号に掲げる関係に該当するものを除く。）

イ　当該一方の者（当該一方の者と前号に規定する関係のある者を含む。以下この号において同じ。）が他の法人を支配している場合における当該他の法人

ロ　当該一方の者及び当該一方の者と特殊の関係（この項（イに係る部分に限る。）に規定する特殊の関係をいう。）のある法人が他の法人を支配している場合における当該他の法人

ハ　当該一方の者及び当該一方の者と特殊の関係（この項（イ及びロに係る部分に限る。）に規定する特殊の関係をいう。）のある法人が他の法人を支配している場合における当該他の法人

三　二の法人のいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式等の百分の五十を超える数又は金額の株式等を直接又は間接に有する関係

四　二の法人が同一の者（当該者が個人である場合には、当該個人及びこれと法人税法第二条第十号に規定する政令で定める特殊の関係のある個人）によつてそれぞれその発行済株式等の百分の五十を超える数又は金額の株式等を直接又は間接に保有される場合における当該二の法人の関係（前号に掲げる関係に該当するものを除く。）

3　法人税法施行令第四条第三項の規定は、前項第二号イからハまでに掲げる他の法人を支配している場合について準用する。

4　第三十九条の十二第二項及び第三項の規定は、第二項（第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「百分の五十以上の」とあるのは、「百分の五十を超える」と読み替えるものとする。

（外国金融子会社等の範囲）

第三十九条の十七　法第六十六条の六第二項第七号に規定する政令で定める部分対象外国関係会社は、部分対象外国関係会社（同項第六号に規定する部分対象外国関係会社をいう。以下この条において同じ。）のうち次に掲げるもの（一の内国法人によつてその発行済株式等の全部を直接又は間接に保有されているものに限る。）とする。

一　次に掲げる要件の全てに該当する部分対象外国関係会社

イ　その本店所在地国の法令に準拠して専ら外国金融機関（法第六十六条の六第二項第七号に規定する部分対象外国関係会社でその本店所在地国においてその役員又は使用人がこれらの事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事しているものをいい、その発行済株式等の百分の五十を超える数又は金額の株式等を有するものに限る。以下この項において同じ。）の経営管理及びこれに附帯する業務（以下この項において「経営管理等」という。）を行つていること。

ロ　その本店所在地国においてその役員又は使用人が外国金融機関の経営管理を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事していること。

ハ　当該事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている(1)に掲げる金額の(2)に掲げる割合が百分の七十五を超えること。

(1)　その有する外国金融機関の株式等の帳簿価額

(2)　その総資産の帳簿価額から外国金融機関に対する貸付金の帳簿価額を控除した残額

二　次に掲げる要件の全てに該当する部分対象外国関係会社（一又は二以上の外国金融機関の株式等を有するものに限るものとし、前号に該当する部分対象外国関係会社を除く。）

イ　その本店所在地国の法令に準拠して専ら外国金融機関の経営管理等及び前号又は次号のいずれかに該当する部分対象外国関係会社（その発行済株式等の百分の五十を超える数又は金額の株式等を有するものに限る。以下この号において同じ。）の経営管理等を行つていること。